

# かつしか 区議会だより

平成24年第4回定例会

11月	29日	本会議（一般質問等）
	30日	本会議（一般質問、議案の付託等）
12月	3～6日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	10～12日	特別委員会（地方分権・行革、危機管理対策、都市基盤整備）
	14日	議会運営委員会
	17日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭挨拶 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

NO.213 平成25年（2013年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



3年ぶりに復活した新春梯子乗り（1月4日）

## 北朝鮮のミサイル発射に 強く抗議する決議を可決

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われました。  
 「北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議」（下欄参照）などの議員提出議案5件が可決されました。  
 また、平成24年度一般会計補正予算（第3号）をはじめとする区長提出議案など25件、このほか、請願1件が採択されました。

## 可決された決議・意見書（要旨）

今回の定例会では次の決議1件、意見書4件を可決し、関係機関に送付しました。（件名の下の分は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載）

### 北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議

北朝鮮は、国際社会の制止を振り切り、今年4月に続いて、12月12日に「人工衛星」と称するミサイルを発射した。ミサイルは、我が国の領土を越えて飛行し、機体の一部がフィリピンの東方約300キロの太平洋上に落下しており、このことは、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を脅かすものである。国際連合安全保障理事会は、北朝鮮が2009年4月に長距離弾道ミサイルの発射実験を行った際、これを非難する議長声明を採択し、北朝鮮に対し、国際連合安全保障理事会決議を完全に順守しなければならぬと表明している。しかし、今回の発射は、「いかなる核実験又はいかなる弾道ミサイル技術を用いた発射もこれ以上実施しないこと、また弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止する」とした国際連合安全保障理事会決議や4月のミサイル発射を受けて採択された安保理議長声明に明白に違反するものである。このことは、非核平和都市である葛飾区45万区民の思いを踏みにじるのみならず、全世界の平和を願う人々に対する重大な挑戦であり、断じて容認することはできない。よって、北朝鮮の一連の行動に抗議し、いかなる弾道ミサイル技術を用いた発射もこれ以上実施しないよう強く求める。

### 防災・減災体制再構築推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、真に必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。よって、国会及び政府に対し、「防災・減災体制再構築推進基本法（仮称）」を早期に制定するよう強く求める。

### 空き家問題の解消に向けた対策に関する意見書

国会及び政府に対し、老朽化して危険な空き家の除却及び活用可能な空き家の再利用を促進するため、財政等を含めた支援により、所有者・取得者及び地方公共団体の費用負担の軽減を図るとともに、関連法令の改正等により、所有者に対する適正管理の義務づけや地方公共団体による指導等の権限の強化を図るなど、総合的な施策体系を確立するよう強く求める。

### 若年雇用対策のさらなる充実を求める意見書

政府に対し、次の事項を実施するよう強く求める。①教育機関の施設内に相談窓口を設けるなど、教育機関とハローワークの連結を検討すること②企業経営者による出前講座、インターンシップ、ハローワークによる説明会など、中小企業就職者の確保を積極的に行うこと③雇用のミスマッチを解消するため、若者・企業・ハローワークなど公的機関に精通した人材の育成を行うこと④学卒未就職者訓練や日本版デュアルシステムなどによる職業訓練を充実させること⑤中退者情報を教育機関とハローワークで共有し、自宅などへの訪問支援事業を拡充すること

### 復興予算の適正な執行を求める意見書

国会及び政府に対し、東日本大震災による津波被災地の復興、被災者の生活の再建がスピード感と現場感覚を持って早期に成し遂げられるよう、次の事項を強く求める。①これまでに執行された復興予算事業の実態調査を行い、不適切な使途を明らかにすること②今後の復興予算については、使途を十分に精査し、被災地の復興のための事業を最優先に執行すること③復興予算のうち被災地以外に活用されるものは、河川の堤防の整備や津波対策、学校の耐震化事業などに限ったものとする

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。